

宇治市公告第2号

笠取地区（その3）送水管改良工事に係る条件付一般競争入札（総合評価競争入札（簡易型））について

笠取地区（その3）送水管改良工事について、条件付一般競争入札（総合評価競争入札（簡易型））を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 笠取地区（その3）送水管改良工事

(2) 工事場所 宇治市東笠取稲出地内ほか

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

HPPE φ150 L= 3.1m

HPPE φ100 L=1,081.2m

HPPE φ75 L= 0.1m

DIP-K φ75 L= 0.4m

HIVP φ50 L= 4.2m

弁栓類 N=15基

送配水管撤去工 L= 217.4m

給水管引込替 N=2箇所

不断水分岐工 N= 1基

減圧弁設置工 N=2箇所

(4) 工 種 水道施設工事

(5) 工事期間 契約日から令和4年8月26日まで 170日間

(6) その他

① 本件は価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する地域貢献を重視した総合評価競争入札の対象案件である。

② 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用

する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 5（2）③に定める条件付一般競争入札（総合評価競争入札（簡易型））参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業において受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事は、除算方式で行う。除算方式とは、標準点（100点）に評価項目ごとの得点の合計点である加算点（最高31点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって比較する方法をいう。

(2) 落札者の決定方法

宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領のとおりとする。

なお、本件は低入札価格調査制度を採用する。

(3) 評価内容を担保するための措置

- ① 「簡易な施工計画提案書」に記載した技術提案（以下「技術提案」という。）の内容が請負者の責任において履行されない場合において、監督職員から文書による改善指示が行われたときは、本工事に係る工事成績評定点を減点する。
- ② 確認申請書、資格確認資料及び技術評価を行うために必要な資料（以下「技術評価等に関する資料」という。）に虚偽の記載があることが分かった場合又は①の場合は、再施工を原則とするが、再施工が困難である場合又は再施工が合理的でない場合は、評価値が落札時と同一となるよう、当該部分の加算点に相当する契約金額を減額するなど、違約金を請求する場合がある。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \left\{ (B + C 2) / (B + C 1) \right\} \times A$$

A：当初の入札価格

B：標準点（100点）

C 1：入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2：技術提案等が達成できなかった場合の加算点

- ③ 技術提案した内容を履行する意思が請負者に認められないなど、特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止の措置を採る場合がある。

（4）評価の基準

- ① 別表における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。
- ② 価格以外の要素を評価するので技術提案の評価項目については、おおむね各項目500字以内で、入札額の範囲内において提案できる内容を記載すること。
- ③ 評価に当たって、仮定や想定に基づく記述（例＝必要に応じて〇〇する。〇〇の場合は〇〇する。）や過剰な対応（例＝交通整理員の過剰な配置等）については、評価の対象としない。

（5）評価結果の公表

落札者を決定したときは、入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値を公表する。技術評価点等の審査に係る途中経過については、公表しない。また、異議申立ても認めない。

4 入札参加資格の確認

- （1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- （2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 技術評価等に関する資料

- ① 簡易な施工計画提案書

項目ごとに具体的に、おおむね500字以内で記入すること(図表等を参考資料として添付することは可とする。)

なお、審査について公平を期するため匿名で行うので、簡易な施工計画提案書を記載する際には商号、名称、社員及びこれらに類する参加業者の特定につながる文言を入れないようにすること。

- ② 企業の施工能力

ア 平成28年4月1日から確認申請書の提出日までの間の宇治市発注の水道施設工事(単価契約を除く。)の元請施工実績の有無を記載すること(JVの場合、出資比率が20パーセント以上であること。)

なお、実績を有する者は、実績のうち工事成績評定点が最高点数の工事内容を記載し、当該工事検査通知書の写しを添付すること。また、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類(写し可)を添付すること。

イ ISOシリーズの認証又はKES環境マネジメントシステムスタンダード(以下「KES」という。)の登録の有無を記載すること。ISOシリーズの認証を取得している場合は、ISO9001又はISO14001の認証取得を証する書類の写しを添付すること。KESの登録がある場合は、KESの登録を証する書類の写しを添付すること。

- ③ 配置予定監理技術者の技術力

ア 配置予定監理技術者については、当該工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定監理技術者が特定できない場合には、複数の配置予定監理技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定監理技

術者ごとに作成し、提出すること。ただし、技術評価点の配点は、技術評価点が高い候補者の配点となるので、注意すること。

イ 配置予定監理技術者について保有資格を記載し、確認資料として監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証を添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

ウ 配置予定監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、参加確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

エ 手持工事の有無を記載すること。手持工事が有りの場合は、その内容を記載すること。

オ 平成28年4月1日から確認申請書の提出日までの間に監理技術者又は主任技術者として従事した水道施設工事の元請施工実績等（単価契約を除く。）を記載すること。施工実績は、別表の評価基準に基づき配点を行うので、1件記載すること。確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類（写し可）を添付すること。また、宇治市発注工事で72点以上（平成28年度及び平成29年度は70点以上）の実績があるときは、工事検査通知書を添付すること。

カ 配置予定監理技術者の技術力において予定した技術者については、原則として変更することができない。ただし、当該技術者の退職、死亡、病休（証明する書類が必要）等のやむを得ない理由がある場合は変更することができる。

なお、発注者が当該技術者と同等以上の技術者であると認める者でなければならない。

④ 地域社会に対する貢献度

ア 申請日時点での宇治市との防災協定締結の有無を記載し、有りの場合は防災協定書の写しを添付すること。

イ 申請日時点での「宇治市消防団協力事業所」の認定の有無を記載し、有りの場合は消防団協力事業所認定証の写しを添付すること。

ウ 障害者の法定雇用者数以上の雇用の有無を記載すること。

- 1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による障害者雇用状況の報告義務がある事業者にあつては、障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを添付すること。
- 2) 1) 以外の事業者にあつては、申請日の直前の4月1日時点で常時雇用している障害者のうち、障害者雇用率が2.3パーセントを超えていることが確認できる人数分の雇用を証明できる書類（雇用保険被保険者証等）の写し及び障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳等）の写しを添付すること。

エ 申請日時点での宇治市内における地域に貢献するボランティア活動の実施の有無を記載し、有りの場合は当該ボランティア活動の内容が分かる書類を添付すること。

オ 申請日時点での宇治市内に本店を置いてからの営業年数を記載し、営業年数が分かる書類を添付すること。

カ 申請日時点での京都保護観察所における協力雇用主の登録の有無を記載し、有りの場合は協力雇用主に登録されていることが分かる書類の写しを添付すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 欠格要件

- ① 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に記載しなければならない事項が漏れている場合
- ② 技術提案の記載内容が、発注者の求めている内容と異なる場合
- ③ 技術提案の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合
- ④ 技術提案の記載内容が、他の提出者の技術提案の記載内容と全部又は相当部分で同一であると判断できる場合（全部又は相当の部分を記載した全ての技術提案の提出者を対象とする。）
- ⑤ 標準型において、必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合

- ⑥ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料の記載内容が、法令又は契約の条件に違反する場合
- ⑦ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載があった場合
- ⑧ その他審査委員会が不適切と認める場合

(6) その他

- ① 必要に応じて入札者及び配置予定監理技術者に対し、提出された資料の内容について聴き取りを行うことがある。
- ② 提出された書類に不備又は不足があった場合、入札に参加する必要な資格が確認できれば入札に参加することは可とするが、総合評価の評価項目の各該当項目の配点は0点とする。

5 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和4年1月14日 午前9時から

令和4年1月27日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付資料の全てを持参し、又は郵送（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下

「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和4年1月14日 午前9時から

令和4年1月27日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和4年2月15日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和4年1月14日 午前9時から

令和4年3月2日 午後2時まで

7 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの

は受け付けない。) 。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和4年1月14日 午前9時から

令和4年1月20日 正午まで

令和4年2月15日 午前9時から

令和4年2月16日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和4年1月25日及び同年2月22日の午後1時以降
に入札情報公開システムに掲載する。

8 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和4年3月1日 午前9時から午後6時まで

令和4年3月2日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和4年3月3日 午前9時

9 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

10 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1.2 予定価格

本件の予定価格は、74,085,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

1.3 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、60,033,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

1.4 落札者の決定

3(2)に同じ。

1.5 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1.6 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1.7 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1.8 支払条件

- (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

- (2) 部分払

部分払は、行わない。

19 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

20 その他

- (1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から20までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、1から20までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778